

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案 新旧対照条文

| | |
|--|----|
| ○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号） | 1 |
| ○離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号） | 2 |
| ○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号） | 3 |
| ○空港法（昭和三十一年法律第八十号） | 4 |
| ○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号） | 8 |
| ○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号） | 9 |
| ○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号） | 11 |
| ○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号） | 13 |
| ○空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号） | 15 |
| ○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号） | 16 |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（空港法第四条第一項第一号から第五号までに掲げる空港等の特例） 第五十六条 国土交通大臣は、<u>空港法</u>第四条第一項第一号から第五号までに掲げる空港並びに<u>同項第六号</u>に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港のうち政令で定める空港について、延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面を指定することができる。</p> <p>2～4 （略） 第五十六条の二・第五十六条の三 （略）</p> | <p>（空港法第四条第一項第一号から第四号までに掲げる空港等の特例） 第五十六条 国土交通大臣は、<u>空港法</u>第四条第一項第一号から第四号までに掲げる空港並びに<u>同項第五号</u>に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港のうち政令で定める空港について、延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面を指定することができる。</p> <p>2～4 （略） 第五十六条の二・第五十六条の三 （略）</p> |

改 正 案

別表（第七条関係）

（一）～（三）（略）

（四） 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第六條第一項並びに第八條第一項及び第四項に規定する費用について

| | | | |
|---|--|-----------|-----------------------|
| 空港の区分 | 事業の区分 | 事業主体 | 国庫の負担 割合又は補 助割合 |
| 空港法第四條第一項第六号に掲げる空港及び同法第五條第一項に規定する地方管理空港 | 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場若しくは橋の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備 | 国又は地方公共団体 | 百分の八十 |

（五）～（七）（略）

現 行

別表（第七条関係）

（一）～（三）（略）

（四） 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第六條第一項並びに第八條第一項及び第四項に規定する費用について

| | | | |
|---|--|-----------|-----------------------|
| 空港の区分 | 事業の区分 | 事業主体 | 国庫の負担 割合又は補 助割合 |
| 空港法第四條第一項第五号に掲げる空港及び同法第五條第一項に規定する地方管理空港 | 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場若しくは橋の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備 | 国又は地方公共団体 | 百分の八十 |

（五）～（七）（略）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理）</p> <p>第四条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 成田国際空港 二 東京国際空港 三 中部国際空港 四 関西国際空港 五 大阪国際空港 六 前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの <p>2 前項第一号から第五号までに掲げる空港の位置は政令で定め、同項第六号の政令においては、空港の名称及び位置を明らかにするものとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は成田国際空港株式会社、関西国際空港及び大阪国際空港は新関西国際空港株式会社がそれぞれ設置し、及び管理する。</p> <p>4 (略)</p> <p>（第四条第一項第六号に掲げる空港における工事費用の負担等）</p> <p>第六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四項第一項第六号に掲げる空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地（以下単に「空港用地」という。）の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> | <p>（国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理）</p> <p>第四条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 成田国際空港 二 東京国際空港 三 中部国際空港 四 関西国際空港 五 前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの <p>2 前項第一号から第四号までに掲げる空港の位置は政令で定め、同項第五号の政令においては、空港の名称及び位置を明らかにするものとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は成田国際空港株式会社が、関西国際空港は関西国際空港株式会社がそれぞれ設置し、及び管理する。</p> <p>4 (略)</p> <p>（第四条第一項第五号に掲げる空港における工事費用の負担等）</p> <p>第六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四項第一項第五号に掲げる空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地（以下単に「空港用地」という。）の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> |

(災害復旧工事の費用の負担等)

第九条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港において、滑走路等又は空港用地の災害復旧工事（地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2・3 (略)

(兼用工作物の工事の施行等)

第十一条 空港（第四条第一項各号に掲げる空港及び地方管理空港に限る。）の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、当該空港を設置し、及び管理する国土交通大臣、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定を受けた者又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定)

第十五条 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、空港ごとに国管理空港（第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。）において空港機能施設事業（空港機能施設（各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。）を建設し、又は管理する事業をいう。以下同じ。）を行う者として指定することができる。

一・二 (略)

2・5 (略)

(土地等の帰属)

第二十五条 第六条第一項若しくは第八条第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事又は同条第四項の規定により国が費

(災害復旧工事の費用の負担等)

第九条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港において、滑走路等又は空港用地の災害復旧工事（地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2・3 (略)

(兼用工作物の工事の施行等)

第十一条 空港（第四条第一項各号に掲げる空港及び地方管理空港に限る。）の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、当該空港を設置し、及び管理する国土交通大臣、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定を受けた者又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定)

第十五条 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、空港ごとに国管理空港（第四条第一項第二号及び第五号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。）において空港機能施設事業（空港機能施設（各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。）を建設し、又は管理する事業をいう。以下同じ。）を行う者として指定することができる。

一・二 (略)

2・5 (略)

(土地等の帰属)

第二十五条 第六条第一項若しくは第八条第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事又は同条第四項の規定により国が費

用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、国が設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港にあつては国に、地方管理空港にあつては当該空港を設置し、及び管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

(不用となつた国有財産の譲与)

第二十七条 国が設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港又は地方管理空港の供用の廃止又は範囲の変更があつた場合においては、国は、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該空港の範囲内又は当該空港の範囲から除かれた区域内に存する不用となつた土地、工作物その他の物件のうち、普通財産である国有財産を、当該空港又は当該空港の範囲から除かれた部分につき第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体に、その負担した費用の額の範囲内において譲与することができる。

(北海道の特例)

第三十一条 国は、北海道の区域内の国が設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港又は地方管理空港の設置及び管理に要する費用については、政令で定めるところにより、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助をすることができる。

附則

(共用空港における空港機能施設事業等)

第五条 第十五条から第二十二條まで、第三十二條及び第三十三條の規定は、当分の間、共用空港において空港機能施設事業を行う者について準用する。この場合において、第十五条第一項中「国管理空港(第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三條において同じ。)」とあるのは、「附則第二条第一項に規定する共用空港」と読み替えるものとする。

用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、国が設置し、及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港にあつては国に、地方管理空港にあつては当該空港を設置し、及び管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

(不用となつた国有財産の譲与)

第二十七条 国が設置し、及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港又は地方管理空港の供用の廃止又は範囲の変更があつた場合においては、国は、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該空港の範囲内又は当該空港の範囲から除かれた区域内に存する不用となつた土地、工作物その他の物件のうち、普通財産である国有財産を、当該空港又は当該空港の範囲から除かれた部分につき第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体に、その負担した費用の額の範囲内において譲与することができる。

(北海道の特例)

第三十一条 国は、北海道の区域内の国が設置し、及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港又は地方管理空港の設置及び管理に要する費用については、政令で定めるところにより、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助をすることができる。

附則

(共用空港における空港機能施設事業等)

第五条 第十五条から第二十二條まで、第三十二條及び第三十三條の規定は、当分の間、共用空港において空港機能施設事業を行う者について準用する。この場合において、第十五条第一項中「国管理空港(第四条第一項第二号及び第五号に掲げる空港をいう。第二十三條において同じ。)」とあるのは、「附則第二条第一項に規定する共用空港」と読み替えるものとする。

2
～
5

(略)

2
～
5

(略)

○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | | 現行 | |
|-----------------------|--|----------------------|---|
| 別表（第十二条関係） | | | |
| 名称 （略） （削除） | 根拠法 （略） （削除） | 名称 （略） （新設） | 根拠法 （略） （新設） |
| 国立大学法人 新関西国際空港株式会社 | 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号） 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第 号） | 国立大学法人 関西国際空港株式会社 | 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号） 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定飛行場」とは、国土交通大臣が設置する公共用飛行場であつて、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認めて政令で指定するもの並びに成田国際空港及び大阪国際空港をいう。</p> <p>（損失補償の申請）</p> <p>第十一条 前条の規定による損失の補償（成田国際空港又は大阪国際空港に係るものを除く。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（成田国際空港又は大阪国際空港に係る損失補償の手続等）</p> <p>第十六条 成田国際空港又は大阪国際空港に係る第十条の規定による損失の補償については、当事者間の協議により定める。協議が調わないうとき、又は協議することができないときは、当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができる。</p> <p>2・4 （略）</p> <p>第十七条 （略）</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第二十条 独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、周辺整備空港（他の法令の規定により機構以外の法人がその周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止するための事業及びその周辺における生活環境の改善に資するための事業を行うこととされて</p> | <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定飛行場」とは、国土交通大臣が設置する公共用飛行場であつて、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認めて政令で指定するもの及び成田国際空港をいう。</p> <p>（損失補償の申請）</p> <p>第十一条 前条の規定による損失の補償（成田国際空港に係るものを除く。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（成田国際空港に係る損失補償の手続等）</p> <p>第十六条 成田国際空港に係る第十条の規定による損失の補償については、当事者間の協議により定める。協議が調わないうとき、又は協議することができないときは、当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができる。</p> <p>2・4 （略）</p> <p>第十七条 （略）</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第二十条 独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。</p> |

施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。

(事務所)

第二十一条 機構は、主たる事務所を福岡県に置く。

(役員)

第二十三条 (略)

2 機構に、役員として、理事一人を置くことができる。

(業務の範囲)

第二十八条 (略)

一・二 (略)

〔削除〕

三〇五 (略)

2 (略)

(長期借入金及び空港周辺整備債券)

第三十条 機構は、第二十八条第一号及び第二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は空港周辺整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

二〇七 (略)

(政府からの資金の貸付け)

第三十三条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第二十八条第一号第二号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

(事務所)

第二十一条 機構は、主たる事務所を大阪府に置く。

(役員)

第二十三条 (略)

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(業務の範囲)

第二十八条 (略)

一・二 (略)

三 空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第一種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。

四〇六 (略)

2 (略)

(長期借入金及び空港周辺整備債券)

第三十条 機構は、第二十八条第一号から第三号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は空港周辺整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

二〇七 (略)

(政府からの資金の貸付け)

第三十三条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第二十八条第一号第二号及び第三号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

| 改正案 | | 現行 | |
|--|--|---|---|
| 別表第一（第二条関係） | 別表第一（第二条関係） | 別表第一（第二条関係） | 別表第一（第二条関係） |
| 名称 （略） （削除） | 名称 （略） （削除） | 名称 （略） | 名称 （略） |
| 国立大学法人 | 国立大学法人 （平成十五年法律第一百 二号） | 国立大学法人 | 国立大学法人 （平成十五年法律第一百 二号） |
| 新関西国際空港株式会 社 | 新関西国際空港株式会 社 （平成二十三年法律第 号） | （新設） | （新設） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 根拠法 | 根拠法 | 根拠法 | 根拠法 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 別表第二（第二条関係） | 別表第二（第二条関係） | 別表第二（第二条関係） | 別表第二（第二条関係） |
| 新関西国際空港株式会 社 | 新関西国際空港株式会 社 | 新関西国際空港株式会 社 | 新関西国際空港株式会 社 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 一 関西国際空港及び大阪国際空港の一 体的かつ効率的な設置及び管理に関す る法律（以下この項において「設置管 理法」という。）第九條第一項の事業 に係る業務のうち関西国際空港に係る ものであつて、次のいずれかに該当す るもの | 一 関西国際空港及び大阪国際空港の一 体的かつ効率的な設置及び管理に関す る法律（以下この項において「設置管 理法」という。）第九條第一項の事業 に係る業務のうち関西国際空港に係る ものであつて、次のいずれかに該当す るもの | 一 関西国際空港及び関西国際空港株式 会社法（以下この項において「株式会 社法」という。）第六條第一項第二号 に規定する施設の設置（これらの建設 に係るものを除く。）及び管理の事業 に係る業務 | 一 関西国際空港及び関西国際空港株式 会社法（以下この項において「株式会 社法」という。）第六條第一項第二号 に規定する施設の設置（これらの建設 に係るものを除く。）及び管理の事業 に係る業務 |
| イ 関西国際空港及び設置管理法第九 條第一項第二号に規定する施設の設 置（これらの建設に係るものを除く 。）及び管理の事業に係る業務 | イ 関西国際空港及び設置管理法第九 條第一項第二号に規定する施設の設 置（これらの建設に係るものを除く 。）及び管理の事業に係る業務 | 二 株式会社法第六條第一項第三号の政 令で定める施設及び同項第四号に規定 する施設の管理の事業に係る業務 | 二 株式会社法第六條第一項第三号の政 令で定める施設及び同項第四号に規定 する施設の管理の事業に係る業務 |
| ロ 設置管理法第九條第一項第三号の 政令で定める施設及び同項第六号に 規定する施設の管理の事業に係る業 務 | ロ 設置管理法第九條第一項第三号の 政令で定める施設及び同項第六号に 規定する施設の管理の事業に係る業 務 | 三 前二号に規定する事業に附帯する事 業に係る業務 | 三 前二号に規定する事業に附帯する事 業に係る業務 |
| | | 四 前三号に規定する事業に係る株式会 社法第六條第一項第六号に掲げる事業 に係る業務 | 四 前三号に規定する事業に係る株式会 社法第六條第一項第六号に掲げる事業 に係る業務 |
| | | 五 株式会社法第六條第二項に規定する | 五 株式会社法第六條第二項に規定する |

| | |
|-----|---|
| (略) | |
| (略) | ハ イ又はロに規定する事業に附帯する事業に係る業務 二 設置管理法第九条第一項の事業に係る業務のうち大阪国際空港に係るもの 三 設置管理法第九条第二項に規定する事業に係る業務 |
| (略) | |
| (略) | 事業に係る業務 |

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（歳入及び歳出） 第二百一条（略） 2・3（略） 4 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イホ（略） ヘ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条、成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第 号）第十四条の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金 ト（略） チ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項の規定による納付金（この勘定に帰属するものに限る。） リ・ヌ（略） 二（略） 5（略） 附則 （空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等） 第五十三条（略） 2（略） 3 空港法附則第七条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付</p> | <p>（歳入及び歳出） 第二百一条（略） 2・3（略） 4（同上） 一（同上） イホ（略） ヘ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七条の四第二項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条又は成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二項の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金 ト（略） チ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項又は関西国際空港株式会社法第十三条第一項の規定による納付金（この勘定に帰属するものに限る。） リ・ヌ（略） 二（略） 5（略） 附則 （空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等） 第五十三条（略） 2（略） 3 空港法附則第七条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付</p> |

けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第四項及び第二百三条第四項の規定の適用については、第二百一条第四項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第四項若しくは附則第五十三条第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第四項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号へ中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九條第一項から第四項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九條若しくは附則第二条第一項」と、同項第二号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第四項又は附則第五十三条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第四項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」とする。

4
5
8
(略)

けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第四項及び第二百三条第四項の規定の適用については、第二百一条第四項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第四項若しくは附則第五十三条第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第四項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号へ中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七條の四第二項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九條とあるのは「空港法附則第七条第一項から第四項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七條の四第二項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九條若しくは附則第二条第一項」と、同項第二号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第四項又は附則第五十三条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第四項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」とする。

4
5
8
(略)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>附則 （特定地方管理空港に関する経過措置）</p> <p>第三条 空港法第四条、第六条、第九条、第二十五条、第二十七条及び第三十一条の規定にかかわらず、同法第四条第一項第六号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の空港整備法（以下「旧空港整備法」という。）第四条第二項の規定により地方公共団体が管理しているもの（以下この条において「特定地方管理空港」という。）に係るその設置又は管理を行う者、工事費用の負担又は補助、国が費用を負担し、又は補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件の帰属、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。以下この項において同じ。）の管理の委託及び不用となつた国有財産の譲与については、当分の間、なお従前の例による。この場合において、国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、特定地方管理空港の名称を公示するものとする。</p> <p>255（略）</p> <p>（工事費用の負担等に関する経過措置）</p> <p>第五条 国土交通大臣が、空港法第四条第一項第六号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に旧空港整備法第二条第一項第一号の政令で定めているものにおいて、新空港法第六条第一項の工事であつて地震に対する安全性の向上その他の当該空港の機能の向上に資するものとして国土交通大臣が定めるもの以外の工事を行う場合には、平成二十五年三月三十一日までの間は、同条及び新空港法第九条の規定は、適用しない。</p> | <p>附則 （特定地方管理空港に関する経過措置）</p> <p>第三条 新空港法第四条、第六条、第九条、第二十五条、第二十七条及び第三十一条の規定にかかわらず、新空港法第四条第一項第五号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の空港整備法（以下「旧空港整備法」という。）第四条第二項の規定により地方公共団体が管理しているもの（以下この条において「特定地方管理空港」という。）に係るその設置又は管理を行う者、工事費用の負担又は補助、国が費用を負担し、又は補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件の帰属、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。以下この項において同じ。）の管理の委託及び不用となつた国有財産の譲与については、当分の間、なお従前の例による。この場合において、国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、特定地方管理空港の名称を公示するものとする。</p> <p>255（略）</p> <p>（工事費用の負担等に関する経過措置）</p> <p>第五条 国土交通大臣が、新空港法第四条第一項第五号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に旧空港整備法第二条第一項第一号の政令で定めているものにおいて、新空港法第六条第一項の工事であつて地震に対する安全性の向上その他の当該空港の機能の向上に資するものとして国土交通大臣が定めるもの以外の工事を行う場合には、平成二十五年三月三十一日までの間は、同条及び新空港法第九条の規定は、適用しない。</p> |

改 正 案

| 別表第一（第二条関係） | |
|----------------|---|
| 名称 | 根拠法 |
| （削除） 国立大学法人 | （削除） 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十号） |
| （略） | （略） |
| 新関西国際空港株式会社 | 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第 号） |
| （略） | （略） |

| 別表第二（第二条関係） | |
|-------------|---|
| 新関西国際空港株式会社 | |
| | 一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この項において「設置管理法」という。）第九条第一項の事業に係る業務のうち関西国際空港に係るものであつて、次のいずれかに該当するもの イ 関西国際空港及び設置管理法第九条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務 ロ 設置管理法第九条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第六号に規定する施設の管理の事業に係る業務 |

現 行

| 別表第一（第二条関係） | |
|-----------------------------|--|
| 名称 | 根拠法 |
| （略） 関西国際空港株式会社 国立大学法人 | （略） 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号） 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十号） |
| （新設） | （新設） |
| （略） | （略） |

| 別表第二（第二条関係） | |
|-------------|---|
| 関西国際空港株式会社 | |
| | 一 関西国際空港及び関西国際空港株式会社法（以下この項において「株式会社法」という。）第六条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務 二 株式会社法第六条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第四号に規定する施設の管理の事業に係る業務 三 前二号に規定する事業に附帯する事業に係る業務 四 前三号に規定する事業に係る株式会社法第六条第一項第六号に掲げる事業に係る業務 五 株式会社法第六条第二項に規定する |

| | |
|-----|---|
| (略) | ハ イ又はロに規定する事業に附帯する事業に係る業務 二 設置管理法第九条第一項の事業に係る業務のうち大阪国際空港に係るもの 三 設置管理法第九条第二項に規定する事業に係る業務 |
| (略) | 事業に係る業務 |